

平成18年10月から

# 国民健康保険と老人保健が変わります！

平成18年10月1日から医療保険が改正され、医療費の自己負担などが変わります。



## 70歳未満の人

### ◇ 高額療養費の自己負担限度額が変わります

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。今回の改正で、70歳未満の人は下表のように自己負担限度額が一部引き上げられます。

平成18年9月30日まで			平成18年10月1日から		
◇ 自己負担限度額(月額)			◇ 自己負担限度額(月額)		
	3回目まで	4回目以降※2		3回目まで	4回目以降※2
一般	72,300円+ 医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	40,200円	一般	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	<b>44,400円</b>
上位所得者※1	139,800円+ 医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	77,700円	上位所得者※1	150,000円+ 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	<b>83,400円</b>
住民税非課税世帯※3	35,400円	24,600円	住民税非課税世帯※3	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額などが670万円を超える世帯

※2 過去12か月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

※3 住民税非課税世帯の人は、「標準負担額減額認定証」が必要です。窓口申請してください。

## こんなことも変わります

### ◇ 出産育児一時金が見直されます

平成18年9月30日まで	→	平成18年10月1日から
1児につき 300,000円		1児につき <b>350,000円</b>

### ◇ 人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額が変わります

平成18年9月30日まで	→	平成18年10月1日から
10,000円		<b>20,000円</b>

## 入院したときの食事代

(平成18年4月から変更になりました。)

入院したときの食事代は、ほかの診療などにかかる費用などとは別に、右表の標準負担額を自己負担します。(低所得Ⅰ・低所得Ⅱは70歳以上の人、または老人保健医療受給者で住民税非課税世帯の人です。)  
※ 住民税非課税世帯の人は「標準負担額減額認定証」、低所得Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。窓口申請してください。

### ◇入院時の食事代の標準負担額(1食あたり)

一般(下記以外の人)	260円
住民税非課税世帯・低所得Ⅱ	90日までの入院 210円 90日を超える入院(過去12か月の入院日数) 160円
低所得Ⅰ(住民税非課税世帯で世帯の各所得が0円の人)	100円

## 70歳以上の人・老人保健医療受給者

### ◇ 一定以上の所得がある人の自己負担割合が変わります

70歳以上または老人保健で医療を受ける人のうち、現役並み所得のある一定以上所得者は、医療機関に支払う自己負担割合が引き上げられます。

平成18年9月30日まで	→	平成18年10月1日から
2割		3割

※ 一定以上所得者とは、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上の人または老人保健で医療を受ける人がいる人です。ただし、70歳以上の人および老人保健で医療を受ける人の収入の合計が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合は、「一般」の区分と同様に1割の負担となります。

### ◇ 高額療養費(高額医療費)の自己負担限度額が変わります

同じ月内に医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費(高額医療費)として支給されます。70歳以上または老人保健で医療を受ける人は下表のように自己負担限度額が一部引き上げられます。

平成18年9月30日まで			平成18年10月1日から		
◇ 自己負担限度額(月額)			◇ 自己負担限度額(月額)		
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一般	12,000円	40,200円	一般	12,000円	<b>44,400円</b>
一定以上所得者	40,200円	72,300円+ 医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算(4回目以降の場合40,200円)	一定以上所得者	44,400円	<b>80,100円</b> 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算(4回目以降の場合44,400円)
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	低所得Ⅱ	8,000円	<b>24,600円</b>
低所得Ⅰ		15,000円	低所得Ⅰ		<b>15,000円</b>

※ 低所得Ⅰ・Ⅱの人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。窓口申請してください。(低所得Ⅰ・低所得Ⅱは住民税非課税世帯の人です。)

### ◇ 療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担が変わります

療養病床に入院する70歳以上の方は、これまでの食材料費相当のみを負担していましたが、今回の改正で食費と居住費を負担することになります。

平成18年9月30日まで	→	平成18年10月1日から
食材料費相当を負担 24,000円		食費 42,000円 居住費 10,000円

### 所得の低い人は負担が軽減されます。

住民税非課税世帯	30,000円
年金受給額80万円以下等	22,000円
老齢福祉年金受給者	10,000円

※ 人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する患者や脊髄損傷(四肢麻痺が見られる状態)、難病等の患者については、現行どおり食材料費相当24,000円のみ負担となります。

◇ 高齢者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置によって、平成18年8月から「自己負担額」および「入院時食事代の標準負担額」が減額になる場合があります。くわしくは下の連絡先までお問い合わせください。

## 各種手続きは

**健康福祉課(健康管理センター すこやか内)、または 天萬庁舎 町民生活課で行えます。**

**【お問い合わせ先】健康福祉課 (TEL66-5522)**